

身体拘束適正化のための指針

特定非営利活動法人げんきのもと
きっずサポートげんきの森

I 理念

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものであります。当事業所では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人一人が身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない療育に努めます。

(1) 介護保険指定基準の身体拘束廃止の基準

サービス提供にあたっては、当事業所利用者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の行動を制限する行為を禁止します。

(2) 緊急、やむを得ない場合の三原則

- ①切迫性 : 利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い事。
- ②非代替性 : 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替える療育方法がない事。
- ③一時性 : 身体拘束その他の行動制限が一時的なものである事

* 身体拘束を行う場合には、以上の三つの要件を満たすことが必要です。

II 身体拘束廃止にむけての基本方針

(1) 身体拘束の原則禁止

当事業所においては、原則として身体拘束及びその他の行動制限を禁止します。

(2) やむを得ず身体拘束を行う場合

本人又は他の利用者の生命または身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は身体拘束廃止委員会を中心に十分検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要件の全てを満たした場合にのみ、本人または本人家族への説明・同意を得て行います。

又、身体拘束を行った場合は、その状況についての経過記録の整備を行い、できるだけ早期に拘束を解除するよう努力をします。

(3) 日常ケアにおける留意事項

身体拘束を行う必要性を生じさせないために、日常生活に以下のことに取り組みます。

- ①利用者主体の行動・尊厳ある生活に努める。
- ②言葉や対応等で、利用者の精神的な事由を妨げないように努める。
- ③利用者の思いをくみ取り、利用者の意向にあった療育を提供し、他職種協同で個々に応じた丁寧な対応を行う。
- ④利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由(身体的・精神的)を容易に妨げるような行為は行わない。
万が一やむを得ず安全確保を優先する場合は、身体拘束廃止委員会において検討する。
- ⑤「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的な生活をしていただけるように努める

Ⅲ 身体拘束廃止に向けた体制

(1) 身体拘束廃止委員会の設置

当事業所では、身体拘束の廃止に向けて「身体拘束廃止委員会」を設置します。

①設置目的

- ・事業所内での身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善についての検討
- ・身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き
- ・身体拘束を実施した場合の解除の検討
- ・身体拘束廃止に関する職員全体への指導
- ・障がい者(児)虐待・身体拘束に関するマニュアルの見直し
- ・身体拘束ゼロを目指して、利用者に利用者に身体拘束をすることがないよう、安全な環境を目指して職員教育や訓練、施設の整備等の実施

②身体拘束廃止委員会の構成員

- 1) 管理者 2) 児童発達支援管理責任者 3) その他常勤職員

委員会の開催

- ・1年に1回以上定期開催をする。
- ・必要時には随時開催をする。

IV 委員会における各職種の役割

(管理者)

- 1) 身体拘束における諸課題の最高責任者

(児童発達支援管理責任者)

- 1) 身体拘束を廃止した個別支援利用計画の作成
- 2) 医療機関、学校、家族など連携機関との連絡調整
- 3) 家族の意向に沿った療育の確立
- 4) チームでの療育の確立
- 5) 記録の整備

(機能訓練職員)

- 1) 児童発達支援管理責任者との連携
- 2) 機能面からの専門的指導・助言
- 3) 記録の整備

(保育士・児童指導員・指導員)

- 1) 拘束がもたらす弊害を正確に認識する
- 2) 利用者の人権を尊重する事を理解する
- 3) 利用者の障がい、疾病等による行動特徴の理解
- 4) 利用者個々の心身の状態を把握した療育に努める
- 5) 利用者とのコミュニケーションを充分にとる
- 6) 記録は正確にかつ丁寧に記録する

V 身体拘束発生時の報告・対応に関する基本方針

本人または他の利用者の生命または身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施します。

介護保険指定基準において身体拘束禁止の対象となる具体的な行為

- (1) 歩き回らないように、椅子やベッド等に体幹や四肢をひも等で縛る。
- (2) 転落しないように、椅子やベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- (3) 自分でマスク等をとらないように、皮膚をかきむしらないように手指の機能を制限するミトン等をつける。
- (4) 立ち上がる能力のある場合の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- (5) 脱衣やおむつ外しを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- (6) 他の利用者、療育者への迷惑行為を防ぐためにベッドなどに 体幹や四肢をひも等で縛る。
- (7) 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する

カンファレンスの実施

＊緊急やむを得ない状況になった場合、身体拘束廃止委員会を中心として、職員が集まり、拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行う事を選択する前に①切迫性②非代替性③一時性の３要素の全てをみたしているかどうかについて検討、確認します。

＊要件を検討、確認した上で、身体拘束を行う事を選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、機関等について検討し本人や家族に対する説明書を作成します。

＊廃止にむけた取り組み改善の検討会を早急に行い実施に努めます。

②利用者本人や家族に対しての説明

＊身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間または時間帯・機関・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努めます。

＊身体拘束の同意期限を越え、なお拘束を必要とする場合に付いては、事前に契約者・家族等と行っている内容と方向性、利用者の状態などを確認説明し、同意を得た上で実施します。

③記録と再検討

＊法律上、身体拘束に関する記録は義務づけられており、専用の様式を用いてその様子・心身の状況・やむを得なかった理由などを記録します。身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を検討します。その記録は５年間保存、行政担当の指導監査が行われる際に提示できるようにします。

④拘束の解除

＊③の記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除します。その場合には、契約者・家族に報告します。

VI 身体拘束廃止・改善のための職員教育・研修

療育に携わるすべての職員に対して、身体拘束廃止と人権を尊重した療育の励行を図り、職員教育を行います。

①定期的な教育・研修(年２回)の実施

②新任者に対する身体拘束廃止・改善のための研修の実施

③その他必要な教育・研修の実施

VII 身体拘束等の適正化推進のための必要な基本方針

身体拘束をしないサービスを提供していくためには、施設サービス提供に関わる職員全体で以下の点に充分話し合い共有認識を持ち、拘束をなくしていくような取り組みが必要です。

- ・マンパワー不足を理由に、安易に身体拘束をしていないか
- ・障がいをお持ちのお子さんであるということで、安易に拘束をしていないか
- ・けがの防止という理由で安易に拘束をしていないか
- ・療育の中で、本当に緊急やむを得ない場合にのみ身体拘束を必要と判断しているか。他の施策、手段はないのか

＊身体拘束等に準ずる行為と感じたら、情報を公表する事が職員としての責務です。

VIII 障がい児、またはその家族等に対する当該指針閲覧に関する基本方針

本指針は、本施設で使用するマニュアルに綴り、全ての職員が閲覧を可能とするほか利用者の家族が閲覧できるように事業所への掲示や事業所ホームページへ掲載します。

令和4年 4月 1日より施行